

介護予防通所介護について

選択的サービス加算以外の加算の在り方について

論点3

アクティビティ実施加算を見直し、新たに、生活行為向上に資するプログラムを評価してはどうか。

[現行]

○アクティビティ実施加算

53単位／人月

- 集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練を評価
- 選択的サービス(運動・口腔・栄養)を算定している場合は、算定できない。

[見直し案]

以下の観点から、評価の在り方を見直してはどうか。

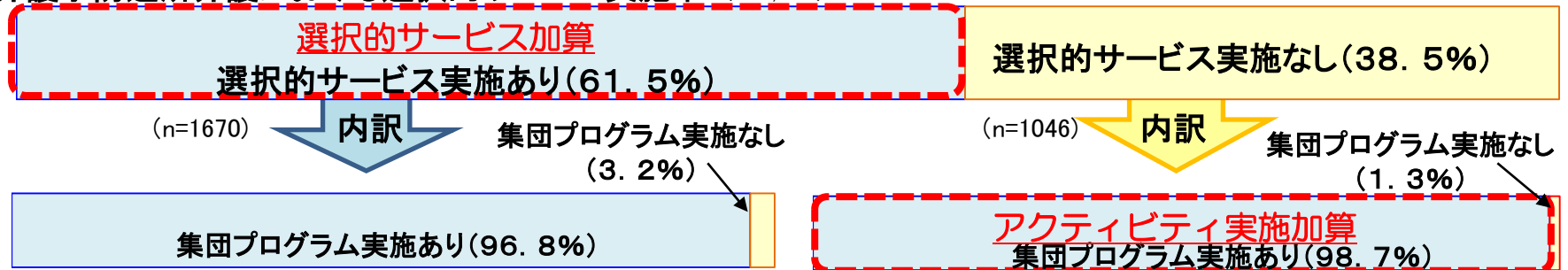
1. アクティビティ実施加算(集団的に行われるレクリエーション等)は、ほとんどの介護予防通所介護において実施されており、定着していることから、加算という評価がなじまないのではないか。
2. 新たな評価として、日常生活に直結したメニューを複数用意し、個別評価に基づき、小集団で実施する生活行為向上プログラムを評価してはどうか。
(計画作成、複数プログラムの用意については、通所介護の個別機能訓練加算Ⅱに準ずる)

選択的サービス加算およびそれ以外の加算の実施状況について

○ 集団プログラム（レクリエーション、創作活動等）は、選択的サービスの実施の有無にかかわらず、ほとんどの介護予防通所介護において実施されている。

介護予防通所介護における選択的サービス実施率（n=2,716）

〔 〕 は、現行の評価対象部分



資料：厚生労働省老健局老人保健課平成23年「介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションの実施状況把握」

【小集団で実施する生活行為向上プログラムの例】

〔 〕 は、新たな評価対象部分

	送迎(到着)	
10:00	バイタルチェック	ラジオ体操
11:00	料理	園芸
12:00	昼食	
13:00	入浴	日曜大工
14:00		パソコン
15:00	送迎(送り)	

複数メニューから利用者が選択

- ※ 料理等の日常生活に直結したプログラムを複数用意し、生活行為向上を図る
- ※ 定期的に機能評価を行い、個別サービス計画を見直す